三鉱労組機関紙

発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
業務 528番
編集 475番

業務発行人　平島敏治
編集人　三鉱労組印刷工場

不満ながら諒解だ
充分批判して次の斗いへ
山下地方中斗の賃斗経過報告

三月二十五日各社一せいに実力行使の通告書を手交して、二十四時間一せいスト及び部分ストに突入したが、四月四日午後二時三〇分、中山中労委会長の私案に基づいて遂に賃金闘争も妥結し終止符をうつた。この妥結について、一部戦術委員のメンバーで中山私案を要請したことについて、下部大衆は幹部闘争だという批判の声もあった。このことについて地方中闘の山下書記次長は「三月十九日の第二十三回中闘委で実力行使の指令を決定するとともに、今回の賃闘が大手八社は東京、九共闘五社は九州、宇部興産は宇部で交渉しているので、中闘委員会が開催困難な場合は妥結権を戦術委員会に一任することを併せ決定し、中央に中執を激名飛し、各地方にそれぞれ闘成してオルグ活動中に中山私案に基づいて妥結したのが実情である」と最終的な妥結の内容及び情勢分析を説明した。

経営者は他力依存

経営者は日経連の賃金三原則を底る政治的配慮も含め、自主交渉に対する政治的配慮による解決の意志と能力を失い、当初より第三者依存の解決を期待していたことが次の理由で伺える。

①三月二十五日実力行使に対する通告以后再度にわたる折衝に拘わらず、事態解決のため自主的交渉の申入れがないことと併せて、中労委に対して非公式的に斡旋依頼を会社が行っている。

②炭価引下げ防止や長期賃付金の金利引下げ、合理化資金の確保その他政府、金融機関、業者等に対する政治的配慮から、ベース・アップの及ぼす対外的影響を考えている。

③八単産決闘の主軸をなす私鉄争議が、中労委の斡旋においてすでに解決しつゝある。

④交渉方式に関して中労委の斡旋を受けた事実がある。

⑤第三者による解決でストを回避したい希望を持っている。

會社の態度

中山私案は現在の炭鉱労使における第三者的立場から一応の基礎を示したとゝなり、一般的に与えられる影響は大きい。会社は第三者の斡旋による紛争の解決を理由として炭鉱経営の支払困難な実情を訴えて炭鉱労働者に宣伝しつゝも受諾するものと断定される。従って爾后における自主的交渉は中断するか、または繰延されたとしても、それ以上賃上げ交渉の発展は望み得なくなり闘いの中心が賃上げ闘争から賃金カット闘争に移行し、問題の解決を益々困難且つ長期化せしめる。

闘いの主体的條件

傘下組合の闘争態勢は不動盤石であるといえども中労委と長期化闘争に対しては卒直に言って一抹の不安を持たざるを得ない。

昨年の賃金闘争における カット闘争と企業整備反対闘争を通じ、組合員の意識と行動は訓練昂揚されているとはいえ、会社側の企業整備ナシ崩し戦術が成功を収めて以来闘争の重大な意義と内容を理解し八単産共闘の戦列の中で二十八日二十四時間ストを敢行、私鉄闘争のバック・アップを行ってきた。

この闘いを通じて私鉄に出された斡旋案のアップは春季賃闘における一般的基準として軌道を敷設したといえる。これらを含めた客観的諸条件のなかで、長期闘争の歴史と伝統を有する労働組織はいえ、更に続行する闘いについては限界があり、必ずしも有利になるとは判断できない。

以上の情勢分析と判断に基き現段階における客観的諸々の條件を考慮し、中山提案を受諾することを決定した。

大きな前進を認む

昨年の賃金闘争は、比較的デフレのシワ寄せの薄い私鉄企業においてすら昨年に比し六三・七三%の上昇率であるのに、デフレの渦中をうけ、炭鉱企業再建のため政治的諸政策の犠牲となり、あるいは休山、閉山、合理化闘争と企業整備反対闘争を通じ、組合員の意識と行動は訓練昂揚されているとはいえ、会社側の企業整備ナシ崩し戦術が成功を収めて以来闘争の重大な意義と内容を理解し八単産共闘の戦列の中で二十八日二十四時間ストを敢行、私鉄闘争のバック・アップを行ってきた。

この闘いを通じて私鉄に出された斡旋案のアップは春季賃闘における一般的基準として軌道を敷設したといえる。これらを含めた客観的諸条件のなかで、長期闘争の歴史と伝統を有する労働組織はいえ、更に続行する闘いについては限界があり、必ずしも有利になるとは判断できない。

以上の情勢分析と判断に基き現段階における客観的諸々の條件を考慮し、中山提案を受諾することを決定した。

半歳以上の時日と、その間における闘争や、労働組織外である三社連絡下の大阪事務所職組が敢賃戦の成果と批判は定期大会において厳然として批判検討を行うとともに、中山私案受諾でフツとんでしまった事は、要求に対する考え方と闘い方について充分批判検討を要する大きな点である。これら諸々の問題点は今次賃金闘争を一応解決した今次賃金闘争を一応解決した今次賃金闘争を一応解決した